

# 参考資料

## 座間市子ども・子育て会議規則

(平成 25 年 6 月 25 日規則第 52 号)

改正 平成 27 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 28 年 7 月 26 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例(昭和 48 年座間市条例第 48 号)第 3 条の規定に基づき、座間市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(平 27 規則 15・一部改正)

(委員)

第 3 条 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 幼稚園又は保育園の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(平 28 規則 65・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月26日規則第65号)

この規則は、平成28年7月27日から施行する。

## 計画策定の経過

### (1) 策定までの流れ

#### 【平成30年度】

年月日	策定経過	策定に関する内容
H30.8.3	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委嘱状交付</li> <li>● 諮問</li> <li>● ニーズ調査の実施概要について</li> </ul>
H30.11.13	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニーズ調査票（案）について</li> </ul>
H30.12.10 ~ H30.12.28	ニーズ調査実施	—
H31.3.15	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニーズ調査結果速報について</li> <li>● 答申</li> </ul>

#### 【令和元年度】

R1.6.28	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諮問</li> <li>● ニーズ調査結果報告書について</li> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画策定について</li> </ul>
R1.8.21	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画の各事業の量の見込みに対する確保方策について</li> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について</li> <li>● 幼児教育・保育の無償化について</li> </ul>
R1.11.22	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
R1.12.6~ R2.1.6	パブリックコメント実施	—
R2.1.31	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメント実施結果について</li> <li>● 第2期座間市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
R2.2.17	答申	—

### (2) パブリックコメントの実施状況

募集期間 令和元年12月6日～令和2年1月6日

提出方法 郵送、ファクス、直接持参、電子申請

意見総数 47件（4人）

## 座間市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月現在

推薦団体・所属等	氏名	備考
和泉短期大学児童福祉学科 教授	大下 聖治	会長
座間市社会福祉協議会 会長	飛田 昭	副会長
座間市子育て支援ネットワーク 代表	小澤 ゆり	
NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ風の子 代表	椎野 一子	
座間市民生委員児童委員協議会 代表	小林 慶子	
座間市立小学校長会 会長	宮下 美江子	
座間市私立幼稚園連絡協議会 会長	柳瀬 暁美	
相和私立幼稚園協会 代表	三原 信之	
座間市保育会 会長	小島 良之	
民間保育所理事長・園長会 選出	作佐部 慶子	
座間市商工会 会長	長本 享一	
公募市民	金子 智実	
公募市民	野島 美里	
公募市民	若井 千鶴	

---

## 各事業内容等用語解説

---

### あ行

#### 医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

### ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報処理や通信技術の総称。

### 1号認定

子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望。

### か行

#### 学校安全対策指導員

市内小中学校への不審者侵入防止や学校周辺の安全確保のため、平成16年4月から配置している元警察官。

#### 学校教育心理相談員（スクールカウンセラー）

小学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う者。

### 家庭的保育事業

保育者が、自宅の1階などに保育スペースを設置して、満3歳に達した日以後3月31日に達する日までの児童を少人数で家庭的な雰囲気大切にしながら保育を行う保育事業。

### 企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。

### 居宅訪問型保育事業

保育者が、保護者の自宅で保育を必要とする乳児・幼児を対象に保育を行う事業。

### 言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門技術者。

### **子育て安心プラン**

待機児童を解消するために必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間で確保した上で、平成 32 年度末までに待機児童を解消するとともに、平成 34 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備するプラン。

### **子育て支援センター**

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。

### **子育てのための施設等利用給付認定**

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと。

### **子ども健全育成支援員**

生活保護制度と子育て支援について専門的知識をもつ者で、子どもと親（養育者）に寄り添いながら、家庭訪問や来所相談等のアウトリーチ型の支援を展開するほか、学校等関係機関に対しては、福祉事務所における子ども支援の窓口として機能し、連携のコーディネートを行う。

### **子ども・子育て支援法に基づく基本指針**

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。

### **子どもの貧困対策推進法**

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。（平成 26 年 1 月 17 日施行）

### **さ行**

#### **作業療法士**

理学療法士及び作業療法士法による国家資格で、医師の指示により、身体又は精神に障がいのある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法でリハビリテーションを行う専門技術者。

### **座間市教育大綱**

市の教育行政を推進するための基本指針となるもの。

### **座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画**

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもの。

「座間市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定めた計画。

### **座間市総合計画**

長期的な展望に立って市の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を運営していくための指針を示すもの。

本計画期間における総合計画の名称

令和 2 年度まで 「第四次座間市総合計画」

令和 3、4 年度 「座間市市政運営指針」

令和 5 年度以降 「次期総合計画」

### **ざま男女共同参画プラン**

男女共同参画社会基本法第 9 条並びに第 14 条に基づき、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を着実に推進するための計画で、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する方針等を記載した「基本計画」の性格を併せ持つもの。

### **座間市地域福祉計画**

社会福祉法第 107 条に基づく計画で、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするもの。

### **座間市要保護児童対策協議会**

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。

### **ざま食育推進プラン**

食育基本法第 18 条第 1 項に基づく計画で、市が今後推進して行く食育政策の方向性や、目標等を定めたもの。

### **3号認定**

子どもが満 3 歳未満の共働き家庭等で、保育園等で保育を希望。

### **事業所内保育事業**

事業所の保育施設などで、従業員の満 3 歳未満の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。

### **施設型給付**

平成 27 年 4 月に導入された子ども・子育て支援新制度に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援のこと。

### **次世代育成支援行動計画**

次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき市町村等が策定する、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等に関する 5 か年計画。

### **児童発達支援センター**

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

### **小規模保育事業**

満 3 歳児未満の少人数（定員 6 から 19 名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育事業。

### **新・放課後子ども総合プラン**

共働き家庭等の「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（児童ホーム）と放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するもの。（平成 30 年 9 月 14 日公表）

### **スクールソーシャルワーカー**

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者。

### **た行**

#### **地域型保育給付**

平成 27 年 4 月に導入された子ども・子育て支援新制度に基づく、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を対象とした財政支援のこと。

### **な行**

#### **2号認定**

子どもが 3 歳以上の共働き家庭等で、保育園等で保育を希望。



## **ニッポン一億総活躍プラン**

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

## **認定子ども園**

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

## **ネウボラざまりん(子育て世代包括支援センター)**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

## **は行**

### **保育コンシェルジュ**

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスなどについて情報を提供する役割の者。

### **放課後子供教室**

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。

### **母子家庭等自立支援教育訓練給付金**

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の 60% (下限は 1 万 2 千 1 円、上限は修学年数×20 万円、最大 80 万円) が支給される。

### **母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1 年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給される。

### **母子保健コーディネーター**

妊娠届出時の面接、妊娠期～出産後の継続支援が必要な妊産婦の相談支援を行う者。

## ま行

### 民生委員児童委員

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により市に置かれている制度的ボランティア。住民の生活状況の把握、援助を必要とする者への相談や助言等の援助、福祉サービス利用者のための情報提供、福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、住民の福祉増進のための活動などを行う。

## や行

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

### 幼稚園Ⅱ型の一時的預かり事業

幼稚園において保育を必要とする2歳児の受け皿として定期的な預かりを行う事業。

### 揺さぶられ症候群

赤ちゃんの体を揺さぶることが原因で重大な脳障害を来すもの。

## ら行

### 理学療法士

理学療法士及び作業療法士法によって国家資格をもつ資格で、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。

### 臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

---

---

第2期座間市子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市子ども未来部子ども政策課